

2010.07.11

第46回日本周産期・新生児医学会学術集会において『働く女性の母性健康管理支援』に関する教育セミナーを開催しました。

日本周産期・新生児医学会様に御協力いただき、第46回日本周産期・新生児医学会学術集会の教育セミナーにおいて、『働く女性の母性健康管理支援』をテーマに講演とディスカッションを行いました。当日は、母性健康管理に関心を持つ医師・助産師・看護師の方々にご参加いただき、母健連絡カードの使い方や母性健康管理制度の周知などについて意見を交わしました。

●開催日／場所 2010年7月11日(土)／神戸ポートピアホテル



働く女性の身体と心を 考える委員会活動レポート

講演1.

働く女性の母性健康管理支援 一職業と家庭の両立をめざして—

中林 正雄 働く女性の身体と心を考える委員会 座長／恩賜財団母子愛育会 愛育病院 院長

中林座長からは、働く女性にとって妊娠・出産が働き続ける上での第1の壁となっており、働く女性の多くが法律で守られていることや、措置を受けるために使用する『母性健康管理指導事項連絡カード』（母健連絡カード）を知らないといった現状を伝えていただきました。

また、女性が仕事を続けることに伴い、高齢での初産婦・妊娠産婦が増えてきており、これは、妊娠・出産などで職場に迷惑をかけたくないという気持ちから、30代、40代で自分で仕事をコントロールできるようになってからお産をするためと考えられることを紹介いただき、産科医の立場から、最近では40代で出産しても怖くないと言われていても、母体と赤ちゃんのことを考えると、女性が仕事をしながらリスクの少ない年齢で子どもを出産できるような環境をつくることが必要であることをご説明いただきました。

最後に、女性の能力をどのように社会で活かしてもらうかという考えに立って母性健康管理に取り組むことが晩婚化や晩産化、少子化の抑制にもつながるのではないか。このメッセージを医師・助産師・看護師の方々から妊娠産婦の方々へ伝えさせていただくことで、母性健康管理の取り組みが広がり、社会環境が整っていくことを期待しているとお話しいただきました。



講演2.

看護師における母性健康管理から見えること 一母健連絡カードの普及に向けて—

長井 聰里 働く女性の身体と心を考える委員会 委員／すてっぷ産業医事務所 所長

長井委員の講演は、看護師における母性健康管理に関する調査結果から、看護師の方が母性健康管理措置を申し出る場合、切迫早産・流産を除くと口頭で申し出ている割合が高くなっています。これは、女性同士、また看護師という医療知識を持った専門家集団であるため、お互いの状況に配慮し合える職場環境にあり、看護師長の方が口頭での配慮を即座に実行でき、『母健連絡カード』を使わない場合が多いのではないかという話から始まりました。

そして、働く妊娠産婦の多くは看護師の方のような状況にはないため、体調不良などを申出をしないで働いている場合、申し出ることを促すためにも、スムーズに措置を講じてもらうためにも『母健連絡カード』が使えること、また、企業から標準措置よりも詳しい対応策を知りたいと要望があった場合は、母性健康管理サイト『女性にやさしい職場づくりナビ』※の母健連絡カードの利用マニュアルが参考となることを伝えいただきました。

『母健連絡カード』は、働く妊娠産婦がワガママを言っているわけではなく、日本全国同じ水準で「このような症状に対してはこのような措置を施すものである」ことを伝えるものであり、世の中の女性の多くがこのカードがあることで助かるということをご理解の上、みなさんの元を訪れる妊娠産婦さんに『母健連絡カード』を普及していただきたいと話されました。

※女性にやさしい職場づくりナビ <http://www.bosei-navi.go.jp/> [職場と母性]で検索



VOICE



参加者の声

『母健連絡カード』を事業所に提出しても適切に取り扱われたことがほとんどなく、机の書類に紛れてしまったり、「診断書ではないから診断書を書いてもらうように」と言われた女性もいる。母性健康管理や母健連絡カードに対して、事業主が理解するように改善していく必要がある。
(医師)

1

産業医の資格取得の講習会を受けたが、母性健康管理に関する講義が無かった。最近は若い医師が産業医の資格取得に熱心であるため、講習項目に取り入れてもらえると、多くの医師が母性健康管理の知識を持てるようになるのではないか。
(医師)

2

働く女性が多くなってきていく中で、妊娠中にどのような症状があるか、働く妊娠産婦の健康管理に関してどのような制度があるかなどを学校教育の中で行われるようにしてもらいたい。(医師)

3